

## 四半期会計基準専門委員会での検討状況（第 18 回）

### 1. 本日の検討事項

#### (1) 開示・・・資料 2 及び資料 3 参照

- \* 注記項目のボリューム（記載項目、内容、注記の仕方）
- \* 表示科目

#### < 7 月 18 日専門委員会コメント >

##### - 作成者サイド -

- ・ 45 日以内での開示のインフラとしては、実際に使われている米国 SEC 規則であるレギュレーション S - X が参考になると思う。同規則では、有価証券、デリバティブ、ストック・オプションの開示は求めていないのではないかと。有価証券、デリバティブは連結ベースでは開示に手間がかかる。
- ・ 全上場会社に適用されるので、ミニマムな形（最低限）で規定したほうがよい。
- ・ 3 か月情報開示についてはシステム対応が必要であり、すぐに開示することは実務的に困難であることも考慮してもらいたい。1 株あたり数値の算定基礎について、どこまで開示する必要があるかを検討すべきである。ストック・オプションについては、希薄化の大きいものに限って開示することでどうか。有価証券については、利用者が開示必要ということであれば、重要性の定義を入れてもらいたい。
- ・ 株主資本の変動、特に剰余金の変動は複数の要因が絡むので、内訳開示は難しい。

##### 利用者サイド

- ・ 経団連の提案について基本的に違和感がないが、投資家が欲しているデータは開示してもらいたい。中間財務諸表に係る規定を超えない範囲という制約については、状況変化を踏まえ、中間財務諸表に係る規定を越えるものがあったてもよい。また、レギュレーション S - X は参考にする程度ではないか。
- ・ アメリカは予測主義であり、APB 28 号も陳腐化しており、レギュレーション S - X をベースとする提案には困惑している。
- ・ 投資家が必要な情報としては、3 か月情報（第 4 四半期の情報を含む）1 株あたりデータ（希薄化データを含む）である。3 か月情報に関して、会社によっては対応できない所もあるということであれば、最初は累計情報でもよいが、期限を明示してすべての会社が 3 か月情報を開示してもらいたい。

- ・ 合併や売却によりセグメント別資産に著しい変動があるものは開示してもらいたい。株主資本の変動についても、現行の事務局案に近い形で要因別開示してもらいたい。有価証券やデリバティブの開示は、大半の会社については必要ないと考えられるが、金額や率で重要性の判断を行い、開示してもらいたい。ストック・オプションも表現の変更はありうるが、開示してもらいたい。
- ・ 3か月情報は、投資家にとって不可欠な情報であり、国際的なコンバージェンス、実績主義との首尾一貫性などの関係で開示すべきである。1株当たり情報も、算定基礎の開示が必要である。株主資本の変動についても、定性的な情報開示では、データとして使えない。
- ・ リースは、経団連の要望のような対応も考えられる。
- ・ 事前警告型のポイズンピルについては、金融庁での規則上の手当てを含め、投資家が望んでいる情報を開示してもらいたい。
- ・ 科目の要約については、わが国の中間財務諸表とレギュレーション S - X の中間のレベルが考えられる。
- ・ 原則として年次決算で使用される科目表示と同一の情報開示が望ましい。投資意思決定を著しく阻害するような過度に簡略な表示にならないようにしてもらいたい。



- ・ 注記項目についての基本的なスタンスとしては、金額的（財務諸表における構成割合）に重要であり、かつ、大きく変動している場合に開示する。
- ・ 株主資本が大きく変動している場合は、内訳開示という形ではなく、主要要因別の開示とする。

## (2) レビューとの関係

四半期財務諸表の作成目的・・・「有用な情報を適時に提供する。」

(事務局案)

- ・ 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、「(意思決定)有用性」を最上位の概念と位置づけており、海外においても、FASB と IASB の概念フレームワーク共同プロジェクトでも、有用性(useful)を最上位の概念として検討を進めている。
- ・ これらの点を踏まえ、四半期会計基準上、「有用な情報を適時に提供する」ということでどうか。
- ・ なお、「有用な情報」という表現を採用した理由については、「結論の背景」に書き加えることでどうか。

<7月11日委員会コメント>

- ・有用な情報とすべきである。四半期財務諸表は事業年度の財務諸表と同じ程度に精緻なものは無理であり、投資家の投資判断を惑わすことがない範囲で、簡素な要約情報にすべきである。そのような前提条件で作成された情報であることを四半期会計基準の中に記載してもらいたい。

<7月18日専門委員会コメント>

- ・有用性は概念フレームワークの最上位のものであり、表現に違和感はない。
- ・年度財務諸表で有用性という表現を使用していない現状や、概念フレームワークが討議資料に過ぎない状況においては、概念フレームワークの最上位のものであるという理由づけで使用するのとは問題である。
- ・概念フレームワークは事業年度と四半期を区別して示しているわけではないので、概念フレームワークを理由づけとする点には違和感がある。四半期については、情報の質・量において年度と比較して一定の制約がある点を踏まえて、「有用な情報」という表現を使用すべきである。
- ・レビュー報告書での表現がどのようになるかにもよる。

比較財務諸表・・・前年同四半期のB/Sの開示の要否

(事務局案)

- ・米国基準や国際会計基準では前年同四半期のB/Sの開示は求められておらず、また、財務諸表利用者側からも当該情報について強い開示ニーズの指摘はない。
- ・過去のレビュー報告書を添付する場合の対応という制度開示の観点からの指摘ではあり、レビュー報告書の様式如何によっても考えられる。
- ・これらの点を踏まえ、四半期会計基準上は、比較財務諸表には含めないことでどうか。

<7月18日専門委員会コメント>

- ・現行の半期報告制度でも前期の監査報告書を添付せずに前期の要約B/Sを開示しているため、添付している監査報告書と開示している比較財務諸表が一致しているわけではない。
- ・前年同四半期のB/Sを比較財務諸表にすることは不要である。
- ・前年同四半期のB/Sは、東証の四半期開示のひな型では入っていることを考慮しなくてよいか。  
\* 東証では、四半期報告制度が導入された段階で、再度検討する予定。

以上